

農作業中の「もしも」に備えて 『農業労災保険』に入りませんか

トラクターの運転時や、法面での草刈時、「危ない」と感じた事はありませんか？
農家の方も労災保険に特別加入することで、トラクターなどの指定農業機械を使用した農作業中の事故に対して、補償等を受けることができます。

これからの農作業に備えて、安心して補償内容も充実している国の労災保険への加入をお勧めします。

加入を希望される方は、随時受け付けていますので、市役所農業振興課農政企画係または各支所までお申し込みください。保険が適用されるまで日数がかかりますので、お早めにお申し込みください。

申 込 先 : 市役所農業振興課または各支所

加入要件等 : 以下のとおり

(1) 加入要件 : 次のア・イの両方を満たす者

ア 豊後大野市に住所を有する者(15歳以上)

イ 自営農業者(家族従事者を含む)であって、下枠①～⑱の指定農業機械を使って、土地の耕作や農産物の栽培・収穫作業を行う者

指定農業機械の種類		① 動力耕うん機、その他の農業用トラクター ② 動力溝掘機		
	右の自走式機械	③ 田植機 ④ スピードスプレーヤー、その他の防除用機械 ⑤ 動力刈取機、コンバイン、その他の収穫用機械 ⑥ トラック、その他の運搬用機械		
	右の定置式機械 又は 携帯式機械	⑦ 動力揚水機 ⑩ 動力摘採機 ⑬ 動力剪枝機 ⑯ コンベヤー	⑧ 動力草刈機 ⑪ 動力脱穀機 ⑭ チェーンソー ⑰ 無人航空機 (農業、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。)	⑨ 動力カッター ⑫ 動力剪定機 ⑮ 単軌条式運搬機

(2) 補償の対象範囲 : 次の作業時に業務災害にあった場合に、保険給付が行われます。

自営農業者が、農作業場において、指定農業機械を用いて行う作業およびこれに直接付帯する行為を行う場合

自営農業者が指定農業機械を農作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業(苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などから農作業場へ運搬する作業を含む)およびこれに直接付帯する行為を行う場合

こんな時は○ → トラクターで田に入るときに横転した
田の法面を草刈機で刈っているときに転倒した
コンバインの点検中、機械の中に手を巻き込まれてしまった

こんな時は× → 鎌での除草作業中、手を切ってしまった (指定農業機械でない)
家の周りで、草刈機で除草作業中にケガをした (農作業場でない)

(3) 給付基礎日額と年間保険料

希望する給付基礎日額をもとに、年間保険料をお支払いいただきます。

番号	給付基礎日額	年間保険料	番号	給付基礎日額	年間保険料
①	25,000円	27,375円	⑨	10,000円	10,950円
②	24,000円	26,280円	⑩	9,000円	9,855円
③	22,000円	24,090円	⑪	8,000円	8,760円
④	20,000円	21,900円	⑫	7,000円	7,665円
⑤	18,000円	19,710円	⑬	6,000円	6,570円
⑥	16,000円	17,520円	⑭	5,000円	5,475円
⑦	14,000円	15,330円	⑮	4,000円	4,380円
⑧	12,000円	13,140円	⑯	3,500円	3,831円

* 年度途中からの加入は、月割になります。 * 保険料は翌年度の継続加入時に一括して請求します。

* 給付基礎日額 4,000円以下または 16,000円以上から、所得証明書の添付が必要になります。

* 農業所得の額によっては希望の給付基礎日額で加入できない場合があります。

(4) 補償の内容 : 次のとおりの補償が受けられます。

こんな場合は		給付の種類	給付の内容	
			通常の給付	特別支給金
傷病になり	指定医療機関にかかったとき	療養補償	無料で診療が受けられる	
	指定外医療機関にかかったとき		国から治療費等が支給される	
	療養のため仕事ができないとき (休業4日目以降)	休業補償	60% (1日につき)	20% (1日につき)
療養開始後、1年6ヶ月経っても治らず、 傷病等級表の障害があるとき		傷病補償年金	313~245日分 (1年間)	114~ 100万円 (一時金)
傷病が治っても、 障害等級表の障害が残ったとき		障害補償	年金	342~8万円 (一時金)
			一時金	
死亡したとき、遺族に		遺族補償	年金	300万円 (一時金)
			一時金	
		葬祭料	30日分+31万5千円 または60日分の高い方	—
傷病補償・障害補償年金を受給していて、 介護を受けているとき		介護補償	介護費用として支出した額、上限 186,050円~42,700円が支給される	— —

(5) 注意事項

- 加入時に特定健康診断を受けていただく必要があります(検診費用は無料、交通費は実費)
- 農事組合法人等での農作業事故は、対象になりません。
- 自賠償保険等による保険金を請求できる事故の場合、保険給付に支給調整があります。

ご不明な点は、下記のところまでお気軽にお問い合わせください。

(お問い合わせ先及び申込先)

市役所 農業振興課 農政企画係 0974-22-1086

清川支所 0974-35-2111 大野支所 0974-34-2301

緒方支所 0974-42-2111 千歳支所 0974-37-2111

朝地支所 0974-72-1111 犬飼支所 097-578-1111